

2章 仮設工事

① 足場その他
内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 [2.2.1]
外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ○昇降用足場 [2.2.1]
防護シートによる養生 ・行わない
○行う ※1類 (・帆布製 ※網地製)
騒音・粉じん等の対策 ○行わない ・行う (・防音パネル ・防音シート) [2.1.3]
材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1]

② 養生その他
既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1]
固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)

3 仮設間仕切り
(a)設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1]

種別	下地	仕上材(厚さmm)	充てん材	塗装
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0)		※無し
・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5)	厚さ mm	・片面
・C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度 ・片面フラッシュ程度		※無し ・有り

4 監督職員事務所
・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1]
(・規模 m程度 ・仕上げ:床、壁、天井 程度)
構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない
構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない

3章 防水改修工事

① 既存下地の補修及び処置 ※図示による [3.2.6]
既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない

2 アスファルト防水 [3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類
アスファルトの種類 ※3種	・ 押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)	
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所		
改修用ドレン ※設ける()箇所 ※鋼製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5]		
屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキャン付き) 厚さ(mm) ※35		
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※JIS A 9521Iに基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ(mm) ※35		
乾式保護材 製造所の仕様による		
防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック		
保護コンクリート仕上げ平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 [3.3.5][8.1.4][表8.1.5]		
仕上塗装 (P2A, M3D, P0D, P0D1, M3D1, M4D1, 工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による		
施工機織 ※設ける ・設けない		

③ 改質アスファルトシート防水 [表3.1.1][3.4.2~3][表3.4.1~3]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類(厚さmm)	仕上げ塗料等
AS-J2	図示による	図示による	
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による			
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所			
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 ・製造所の指定する製品 ※JIS A 9521Iに基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号			
施工機織 ※設ける ・設けない			

4 合成高分子系ルーフィングシート防水 [表3.1.1][3.5.2~3][表3.5.1~2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類(厚さmm)	仕上げ塗料等
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による			
絶縁シート(材質 ※発泡ポリエチレンシート) [3.5.2]			
可塑剤移行防止シート(材質 ※発泡ポリエチレンシート) [3.5.2]			
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量()箇所			
機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ※JIS A 9521Iに基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種b、2種b又は3種b			
接着工法に用いる断熱材 ※JIS A 9521Iに基づく発泡プラスチック断熱材 ・ポリエチレンフォーム断熱材			
改修用ドレン ※設ける()箇所 ・設けない ※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製			
施工機織 ※設ける ・設けない			

④ 塗膜防水 [表3.1.1][3.6.2~3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類	仕上げ塗料等
X-1, X-2	図示による	図示による	
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による			
既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の除去(L4X工法) ・除去する [3.2.6]			
脱気装置 ・設けない ○設ける			
施工機織 ※設ける ・設けない			

⑤ 保証期間
防水の保証期間は原則、表面仕上材塗替まで10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑥ シーリング [3.1.4][表3.1.2]

○シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 [3.1.4][表3.1.2]
・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 [3.7.2][表3.7.1]

シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.2][表3.7.1]

※下表以外は、改修仕様表 3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
図示による	MS-2
図示による	PU-2
図示による	SR-1

シーリングの試験 ※行わない ・行う(※簡易接着性試験 ・引張接着性試験)
材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・硬質ポリ塩化ビニル管(VP) [3.8.2(1)]
①と②に受け金物 ※SUS製 ・亜鉛メッキ製
ルーフトレン ※JWC301(日本鋳鉄ふた・排水器具工業規格) ・図示による [3.8.2(1)]

4章 外壁改修工事

1 施工数量調査 [1.5.2]

調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 [1.5.2]
調査内容 ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数 ※1部

2 改修工法の種類 [4.1.4~5]

外壁の種類	種類	改修工法
・コンクリート	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
	・打放し仕上げ	・欠損部
・モルタル塗り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法
	・浮き部	・モルタル塗替工法
		・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・タイル張り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法
	・欠損部	・タイル部分塗替工法 ・タイル張替工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
	・目地	・目地及びひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法
・塗り仕上げ	・薄付け仕上塗材塗り	・可とう形改修用仕上塗材塗り
	・厚付け仕上塗材塗り	・各種塗料塗り
	・複層仕上塗材塗り	・マステック塗材塗り

3 ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.2.5]

樹脂注入工法(・モルタル面 ・躯体コンクリート面)	注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(cc/m)	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	※200~300	※		
樹脂注入工法					
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	※50~100	※40		
・注入工法	0.3以上~0.5未満	※100~200	※70		
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上~1.0未満	※150~250	※130		
・注入工法					

注入材料 [4.2.4]
※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)
検査(コア採取) ・行わない
※行う(採取部の補修方法:) [4.1.4][4.2.4][4.2.6]

・Uカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.6]
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材
・可とう性エポキシ樹脂

ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない [4.1.4][4.2.4][4.2.7]

・シール工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.7]
シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

※充填工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.8]
充填材料 ・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面 ・コンクリート面 ・C/B面)
・エポキシ樹脂モルタル()

○モルタル塗替工法(改修仕様表 3.5(5)による)

5 浮き部改修工法 [4.1.4][4.3.10~16][表4.4.3~4]

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数(本/m ²)		注入口の箇所数(箇所/m ²)		注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分	※16	※25			※25ml
・エポキシ樹脂注入工法					
・アンカーピンニング全面	※13	※20	※12	※20	※25ml
・エポキシ樹脂注入工法					
・アンカーピンニング全面	※13	※20	※12	※20	・25ml
・ポリマーセメントスラリー注入工法					※50ml
・注入口付アンカーピンニング部分	※9	※16			※25ml
・エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全面	※9	※16	※9	※16	※25ml
・エポキシ樹脂注入工法					
・注入口付アンカーピンニング全面	※9	※16	※9	※16	※50ml
・ポリマーセメントスラリー注入工法					

※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/m²とする
アンカーピン [4.2.4]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒を全径切り加工したもの
注入口付アンカーピン [4.2.4]
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm

6 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.5.4][表4.5.4~7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

下地調整材 [4.2.4][4.6.3]
※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上塗材主材を使用

7 仕上塗材仕上げ [4.5.1][4.5.2][表4.5.1~2]

種類	呼び名	仕上の形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ゆず肌状 ・凹凸状
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E	・ゆず肌状 ・凸凹処理 ・凹凸状 上塗材 ・水系アクリル ・水系アクリルシリコン ・複層塗材RE 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う
・可とう形改修用仕上塗材	※可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE	・平たん状 ・さざ波状 ※ゆず肌状 上塗材 ・アクリル ・ウレタン ※シリコン ・ふっ素 外観 ※ローラー 仕上 ※薄付け ・厚付け

8 設計数量

外壁部位	種類	工法	数量	備考
・コンクリート打放し面	・ひび割れ	※Uカットシール材充填工法		
	・欠損部	※エポキシ樹脂モルタル充填工法	m	
・モルタル塗り仕上げ面	・ひび割れ	※Uカットシール材充填工法	m	
	・欠損部	※自動式低圧球状樹脂注入工法	m	
	・欠損部	※充填工法	m	
	・浮き部	※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	m ²	

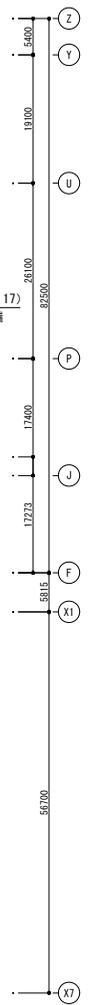
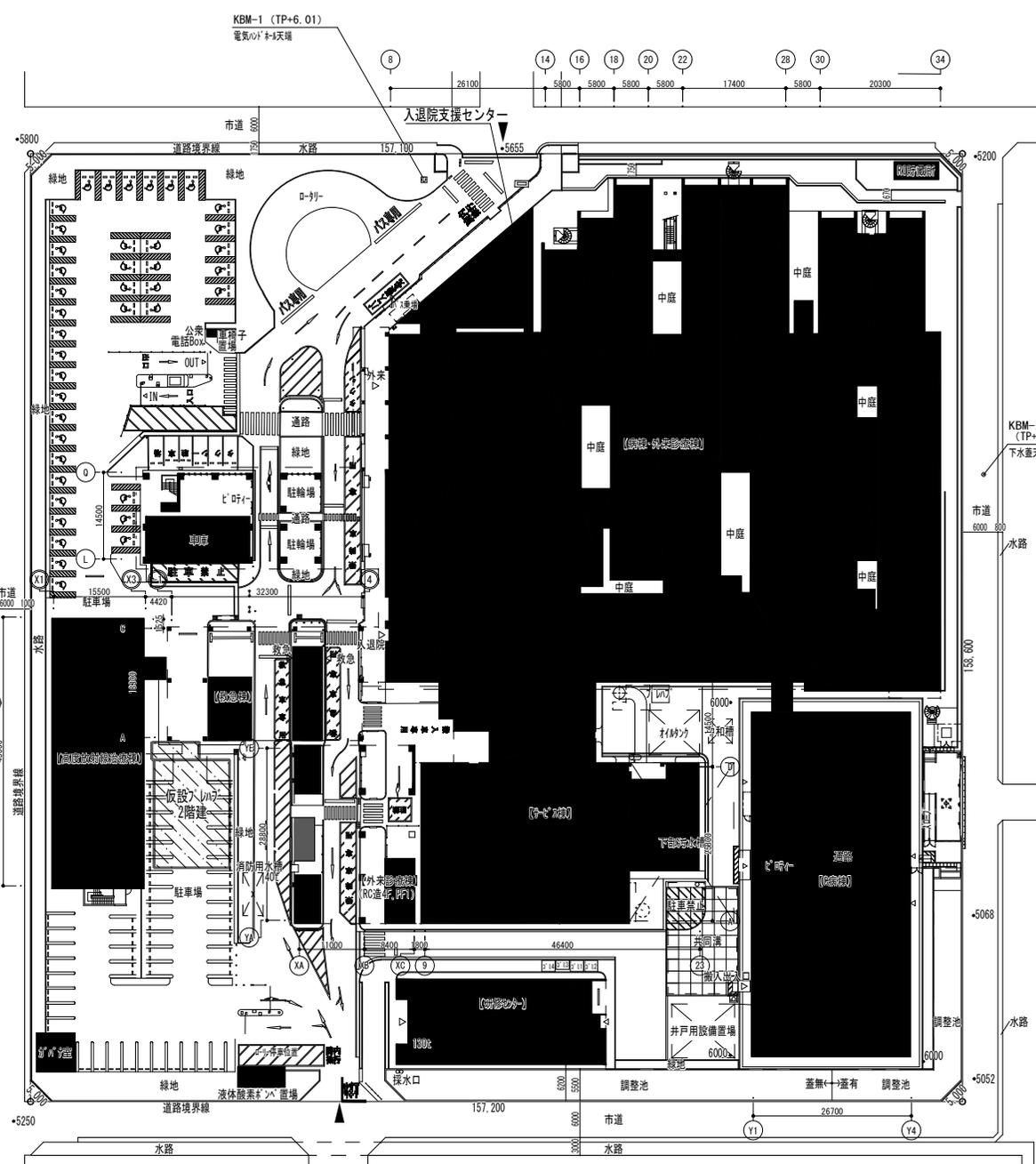
※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。
尚、数量の10%を超える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行うことができる。

市立四日市病院		工事名	
市立四日市病院		市立四日市病院屋上防水改修工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
R7年 5月	特記仕様書(改修2)	—	A-2 2/11

令和7年1月版

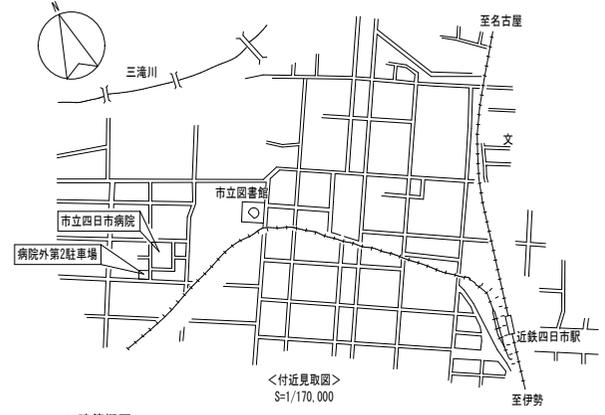
個人情報取扱注意事項	個人情報の取り扱いに関する事項 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。(施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)67条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。(秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。(適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。(収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。(再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。(複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という)を複写し、又は複製してはならない。(持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。(資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる截断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。(研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。(苦情の処理) 第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。(定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。(監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。		
	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入とは、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。	障害者差別解消に関する事項 1. 対応要領に沿った対応 (1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の請負(委託)を受けた者(以下「受注者(受託者)」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。 (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。 2. 対応方針に沿った対応 上記1に定めるもののほか、受注者(受託者)は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応方針(法第11条の規定により主務大臣が定める方針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。		

市立四日市病院				工事名			
				市立四日市病院屋上防水改修工事			
日付		図面名		縮尺		図面番号	
R7年 5月		特記仕様書(改修6)		—		A-3 3/11	
令和7年1月版							



: 仮設"100"を示す
 : 既存建物を示す

<配置図> S=1/800

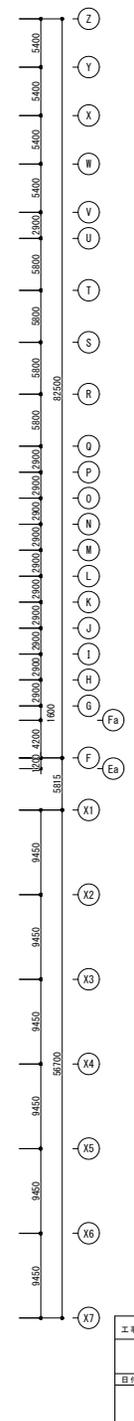
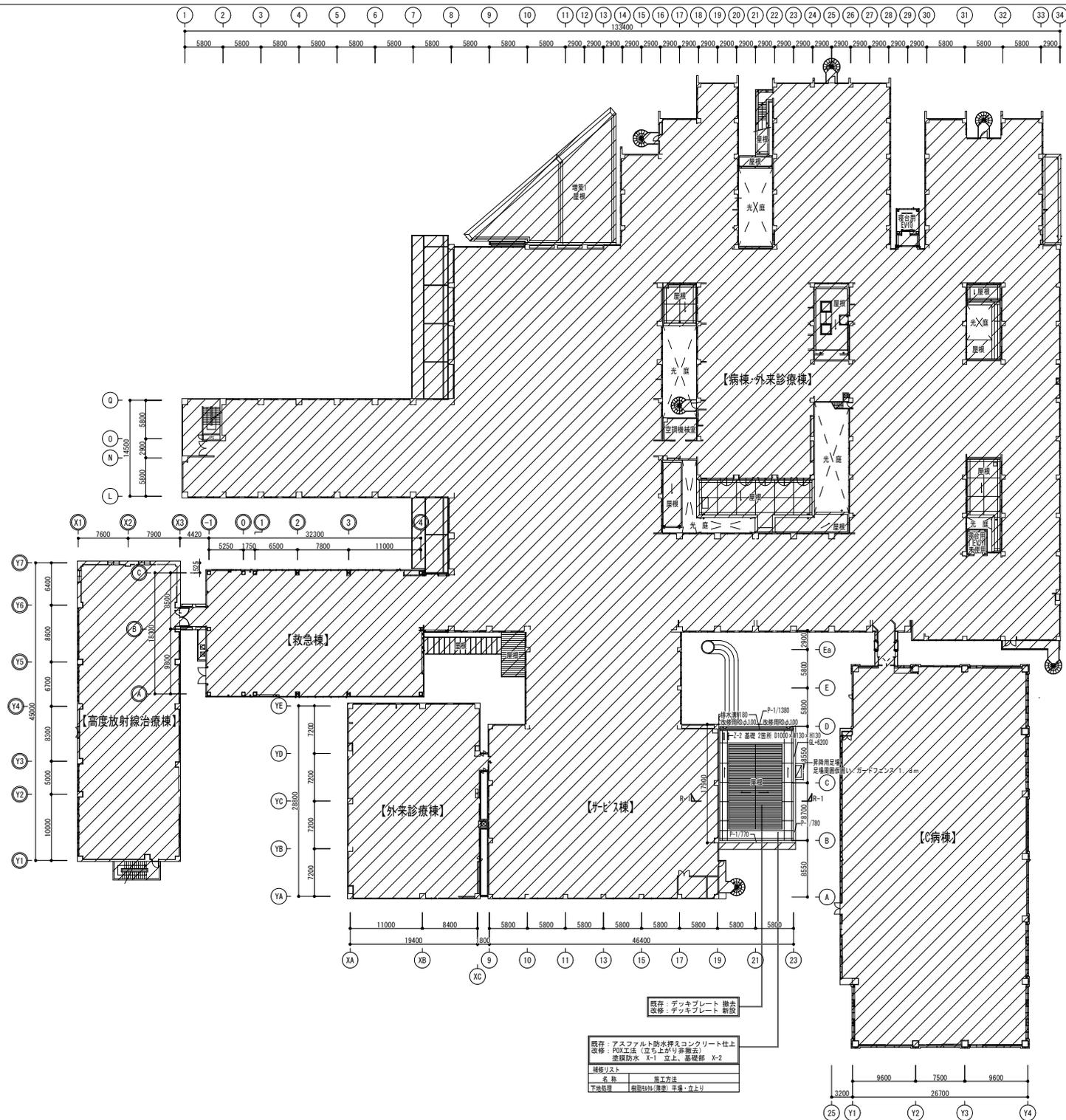


■建築概要

計画場所	四日市市芝田二丁目2番37号
用途地域	第二種住居地域
その他区域・規制	日影規制(4m-5/3h)
建物用途	病院 537床(一般535床、感染症2床)、診療科28科目
構造規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上8階・塔屋2階(耐火建築物)
敷地面積	24,942.90 m ²
建築面積	14,502.62 m ² (58.14%≦60%)
延べ面積	51,531.18m ² 容積対象: 49,845.92m ² (199.84%≦200%)

既存棟別構造概要			
建物名称	建築年度	構造概要	備考
診療棟		鉄筋コンクリート造 地上4階・塔屋1階	
病棟	1978(S53)年	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階・塔屋2階	耐震補強実施済
ナース棟		鉄筋コンクリート造 地上3階・塔屋1階	
C病棟	2012(H24)年	免震プレキャストコンクリート造 地上8階	
救急棟	2002(H14)年	鉄骨造 地上3階・一部4階	
外来診療棟	1989(H元)年	鉄筋コンクリート造 地上4階・塔屋1階	
高精度放射線治療棟	2016(H28)年	鉄筋コンクリート造 地上2階	
研修センター	1978(S53)年	鉄筋コンクリート造 地上4階・塔屋1階	

市立四日市病院	工事名			
	市立四日市病院屋上防水改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R7年 5月	付近見取図・全体配置図	A1:1/400 A3:1/800	A-4 4/11



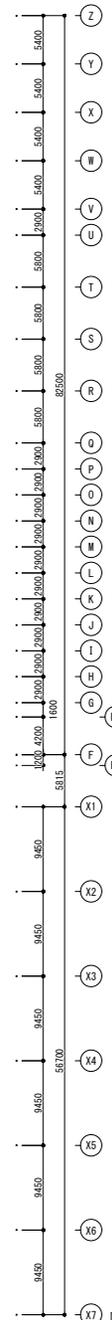
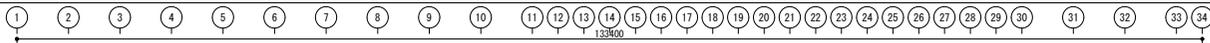
- 【注記】
1. 脱気筒については、70m以内ごとに1ヶ所設けること。(X-2部分、A5~A2部分を除く)
 2. 部分詳細図番号

部分詳細図の寸法
 3. 電線架台などの基礎については、設欄に支障がない限りジャッキアップをおこなうこと。

改修範囲外を示す。

既存	デッキプレート 撤去
改修	デッキプレート 新設
既存	アスファルト防水層スコンクリート仕上
改修	POX工法 (立ち上がり非撤去)
改修	準規防水 X-1 立上、基礎部 X-2
採擇リスト	施工方法
名称	樹脂防水 (浸透・平塗・立上り)
下地処理	樹脂防水 (浸透・平塗・立上り)

工事名			
市立四日市病院屋上防水改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R7年 5月	2階平面図	A1:1/300 A3:1/600	A-5 5/11



既存：コンクリート下地+ウレタン塗膜防水 (X-1)
 改修：LAX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-2 立上、基礎部 X-2

既存：ALC120下地+加硫ゴム系シート防水
 改修：SAX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-2 立上、基礎部 X-2

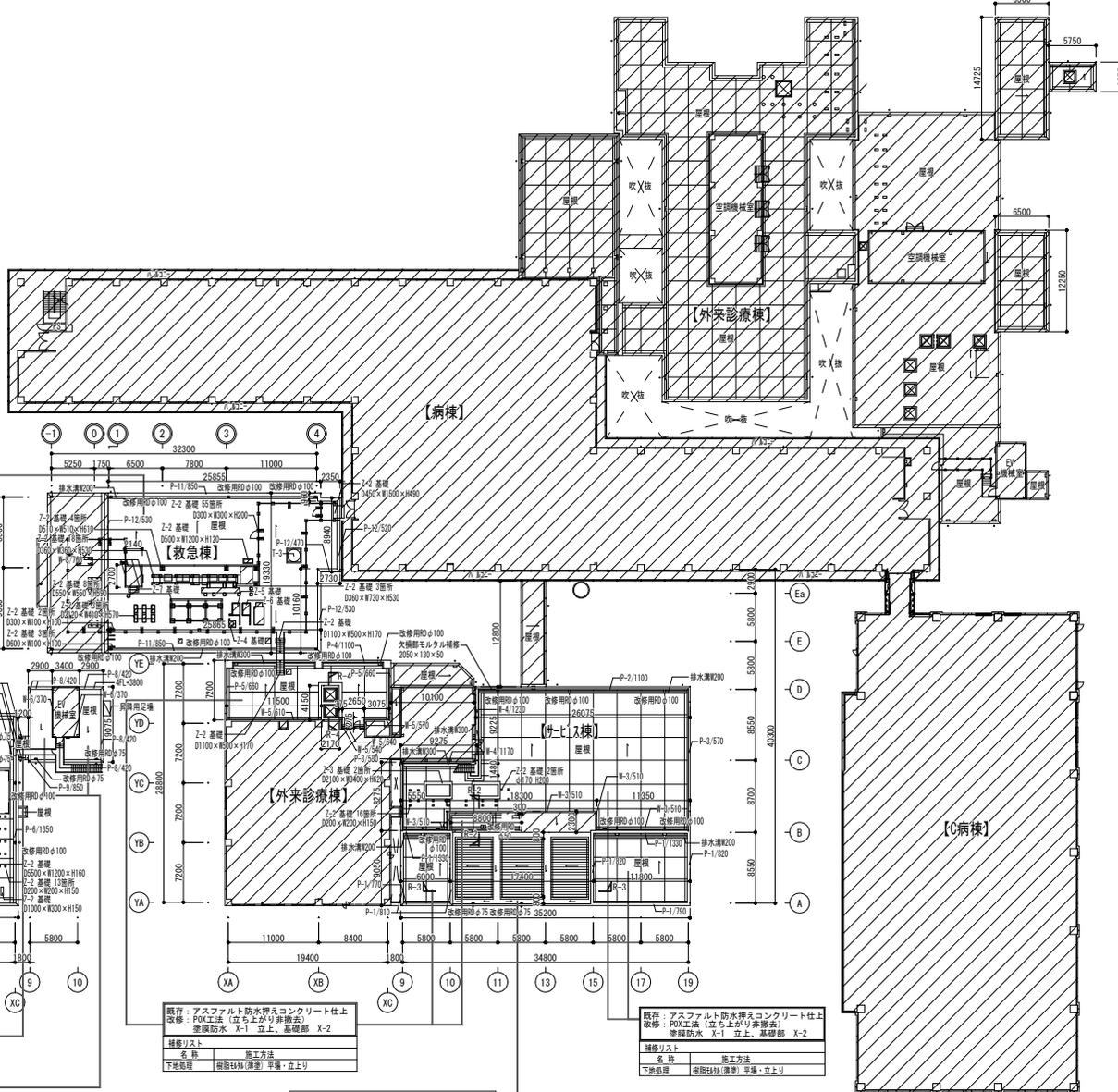
既存：アスファルト防水層+コンクリート仕上
 改修：FOX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-1 立上、基礎部 X-2

既存：モルタル下地+加硫ゴム系シート防水
 改修：SAX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-2 立上、基礎部 X-2

既存：ALC100下地+アスファルトシート防水
 改修：MAS工法 (立ち上がり非除去)
 改質アスファルトシート防水 AS-U2

既存：防水モルタル+加硫ゴム系シート防水
 改修：SAX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-1 立上、基礎部 X-2

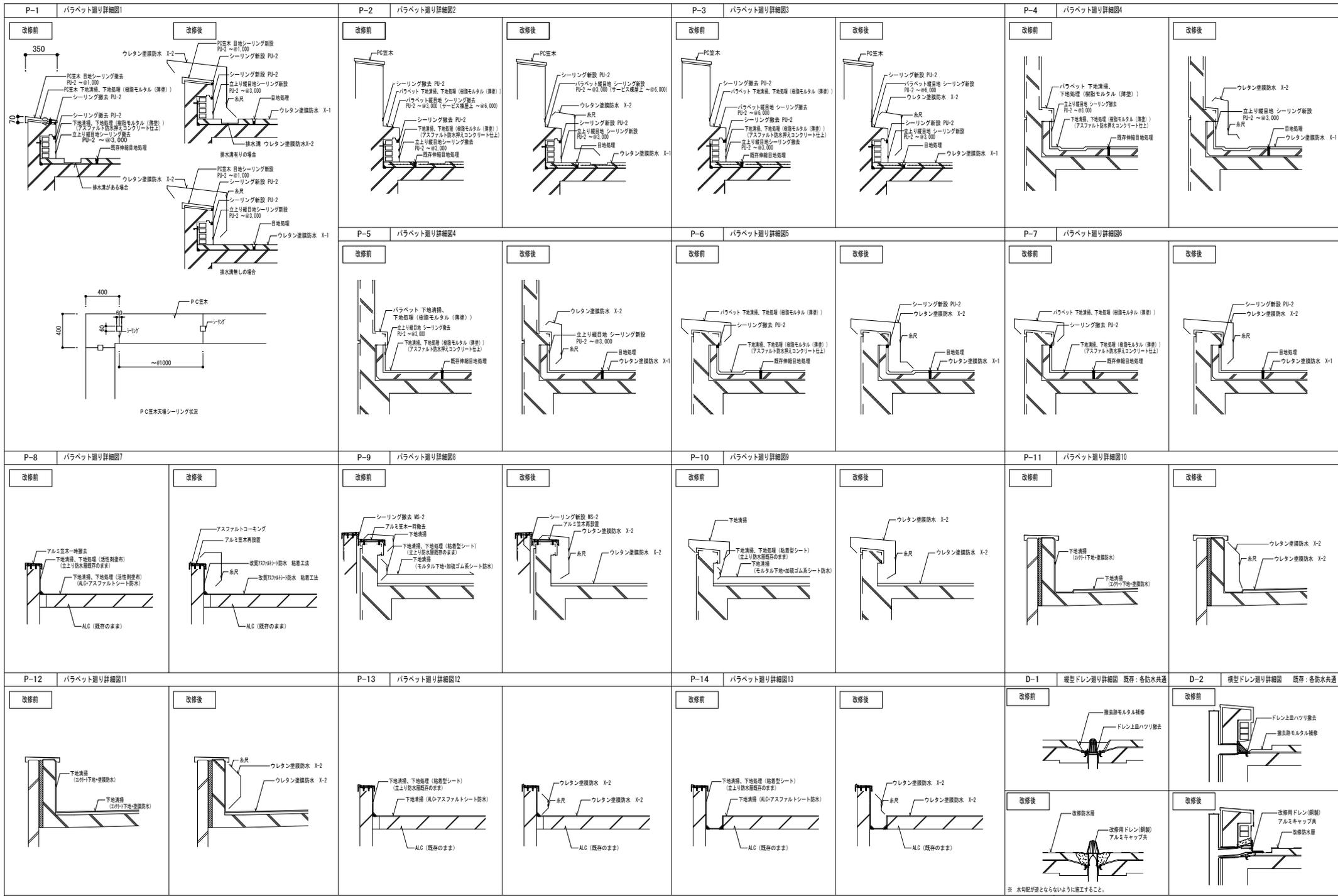
既存：アスファルト防水層+コンクリート仕上
 改修：FOX工法 (立ち上がり非除去)
 塗膜防水 X-1 立上、基礎部 X-2



- 【注記】
1. 脱気筒については、70m以内ごとに1ヶ所設けること。(X-2部分、AS-U2部分は除く)
 2. 部分詳細番号
 P-2/1000 部分詳細線の糸尺寸法
 3. 電線架台などの基礎については、設備に支障がない限りジャッキアップ養生をおこなうこと。

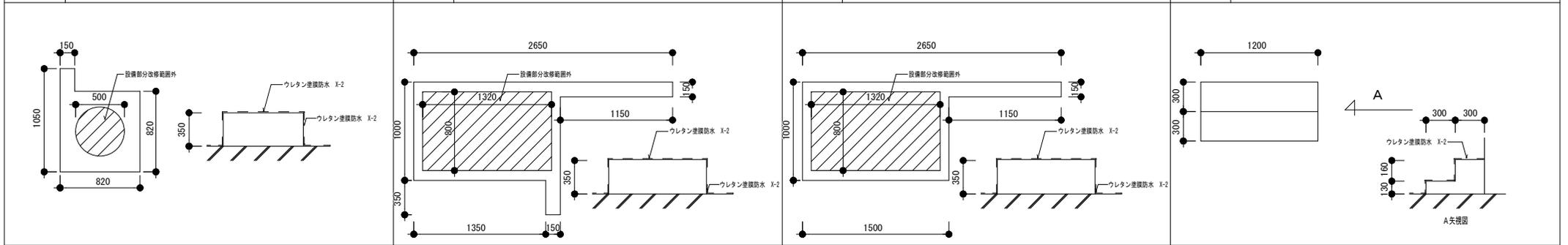
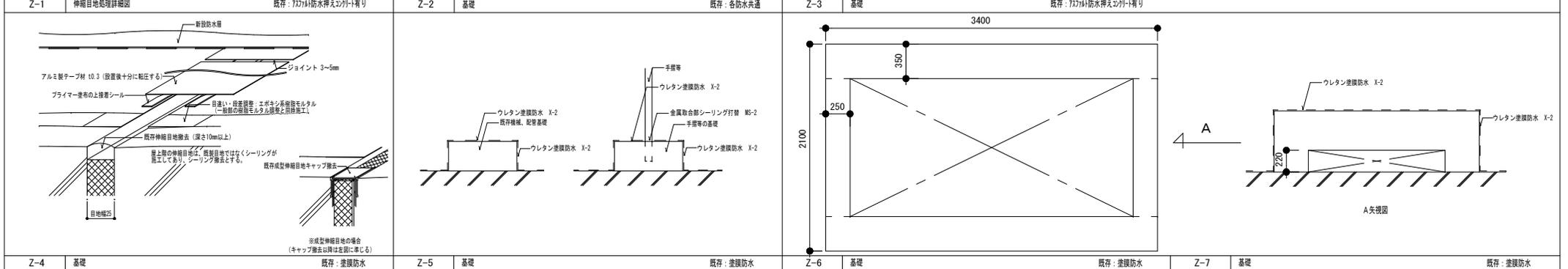
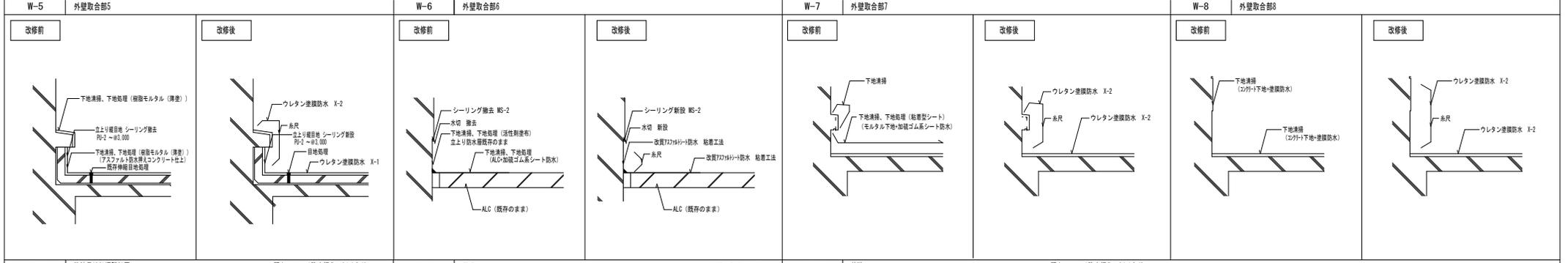
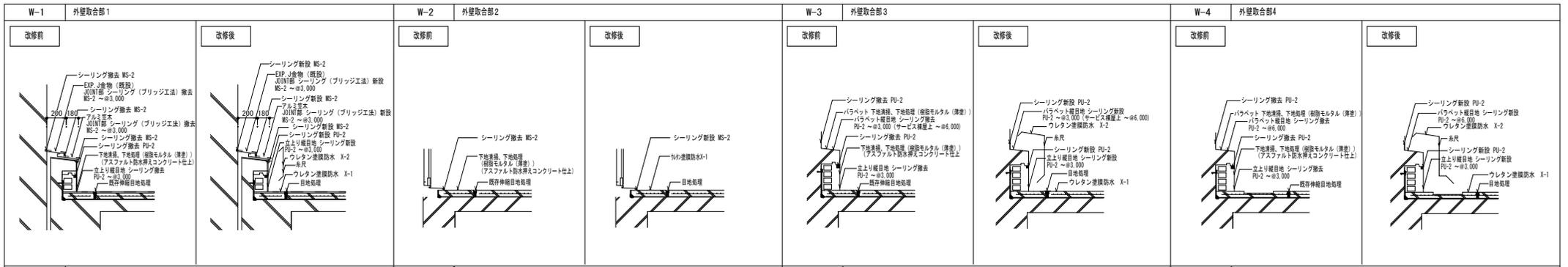
改修範囲外を示す。

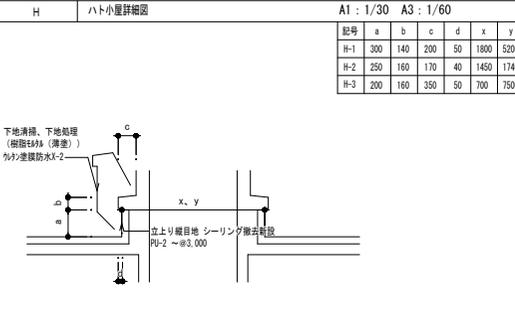
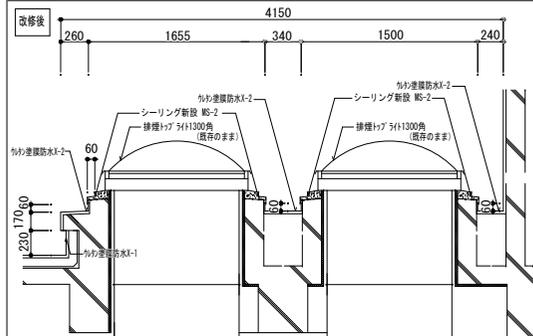
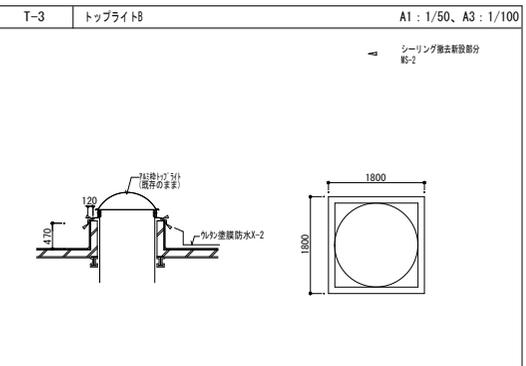
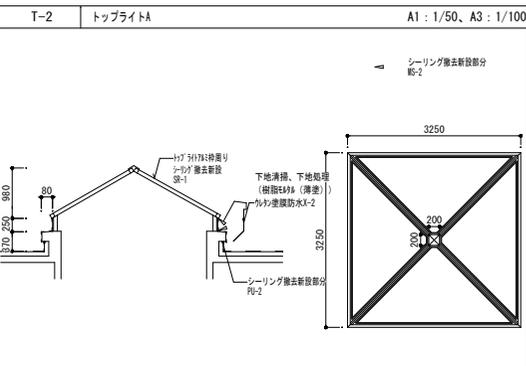
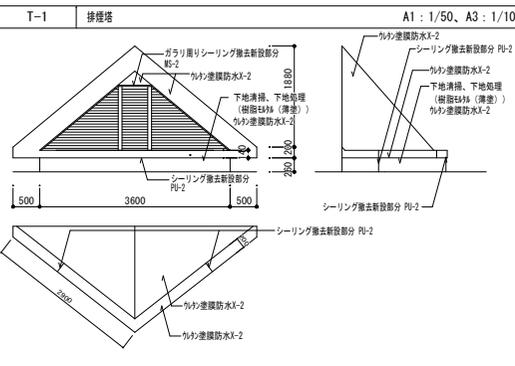
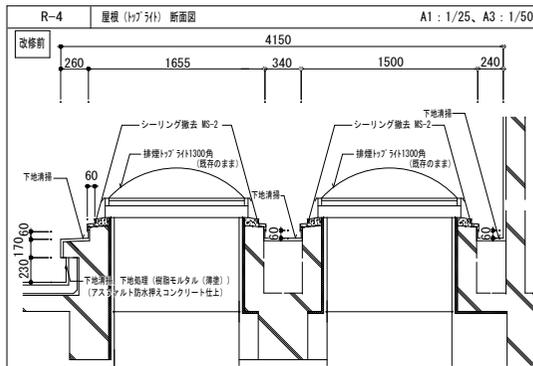
工事名			
市立四日市病院屋上防水改修工事			
日付	図面名	縮尺	原図番号
R7年 5月	4階平面図	A1:1/300 A3:1/600	A-7 7/11



※ 水勾配が逆とならないように施工すること。

工事名			
市立四日市病院屋上防水改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R7年 5月	部分詳細図(1)	A1:1/20 A3:1/40	A-8 8/11





工事名			
市立四日市病院屋上防水改修工事			
日付	図原名	縮尺	図原番号
R7年 5月	部分詳細図 (4)	A1: 図示	A-11
		A3: 図示	11/11